

四條畷市人事行政の運営等の状況

市の職員数や職員の給与などについて市民の方に広く理解していただきため、予算書や決算書などからそのあらましを公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		令和6年	令和7年	
一般行政部門	議 会	4	4	0
	総務企画	83	91	8
	税 务	20	19	△1
	民 生	119	122	3
	衛 生	26	28	2
	農林水産	3	3	0
	商 工	3	3	0
	土 木	29	29	0
	小 計	287	299	12
特政別部行門	教 育	46	46	0
	小 計	46	46	0
公 営 企 業 門	下 水 道	6	6	0
	そ の 他	16	15	△1
	小 計	22	21	△1
合 計		355	366	11

(注1) 飯盛靈園組合への派遣職員や臨時又は非常勤職員は除いています。

(2) 令和6年と令和7年との職員数の増減状況

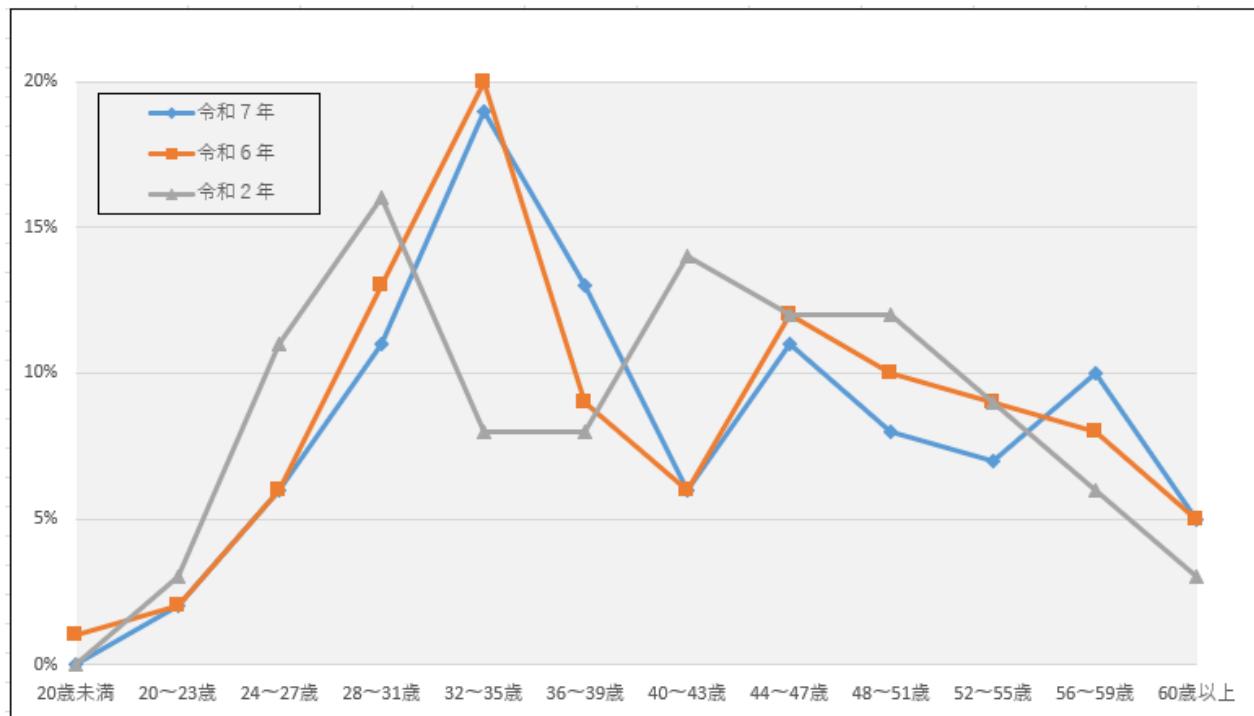
(単位：人)

部門	区分	増員数	減員数	差引	主な増減理由
一般行政部門	議会	—	—	—	
	総務企画	11	△3	8	公共施設再編業務強化による増、退職不補充による減
	税務	—	△1	△1	公共施設再編業務強化に伴う減
	民生	5	△2	3	子育て支援相談業務強化による増、公共施設再編業務強化に伴う減
	衛生	2	—	2	産休・育休対応による増
	農林水産	—	—	—	
	商工	—	—	—	
	土木	—	—	—	
特政別部行門	教育	2	△2	0	公共施設再編業務強化、文化財計画策定による増、社会教育部門の減（不補充）
公等営部企業部門	下水道	—	—	—	
	その他	—	△1	△1	退職不補充による減

(3) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和7年	1	8	21	39	71	49	22	41	31	27	38	18	366
令和6年	1	6	21	47	71	31	22	44	34	32	30	16	355
令和2年	0	8	35	50	27	24	43	38	37	29	18	9	318



(4) 職員の任免の状況

① 総括

(単位：人)

区分	採用	昇任	降任	異動	休職	退職	免職
令和6年度	34 (5)	32	3	94	69	26 (4)	—
令和5年度	41 (4)	30	2	78 (1)	58	19 (3)	—

(注1) () 内は、指導主事及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注2) 休職者数は延べ人数です。

(注3) 降任は、四條畷市職員希望降任制度によるものです。

② 職種別採用者数

(単位：人)

区分		令和5年度	令和6年度
一般行政職	一般事務職	14	12 (1)
	技術職 社会福祉士	6	3
	土木・建築	4 (1)	2
税務職		3	1
医療技術職		—	—
看護・保健職		4	2
福祉職		6	8
企業職		1	1
技能労務職		—	—
幼稚園教育職		—	—
その他教育職		3 (3)	5 (4)
合計		41 (4)	34 (5)
うち	男	20 (3)	14 (4)
	女	21 (1)	20 (1)

(注1) () 内は、指導主事及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注2) 育児休業代替任期付職員(令和5年度は1人、6年度は3人)を含んでいます。

③ 退職事由別退職者数

(単位：人)

退職事由	令和5年度	令和6年度
自己都合	10	14
応募認定	1	3
公務外死亡・公務外傷病	1	1
公務上の死傷病	—	—
定年	—	—
60歳到達後定年前	1	—
任期満了	4	—
その他	4 (3)	5 (4)
合計	21 (3)	26 (4)

(注1) () 内は指導主事及び大阪府からの派遣職員を内書きしています。

(注2) その他には国等への割愛を含みます。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況

ア 普通会計決算

区分	住民基本 台帳人口 (年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
令和6年度	人 53,675	千円 24,784,877	千円 163,566	千円 3,825,264	% 15.4	% 14.7
令和5年度	人 54,131	千円 23,366,261	千円 338,005	千円 3,423,143	% 14.7	% 15.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬をはじめ、共済費（社会保険料の事業主負担分）を含んでいます（下表のイにおいても同様です。）。

イ 下水道事業会計決算

区分	総費用 A	純損益	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
令和6年度	千円 1,849,840	千円 111,805	千円 48,152	% 2.6	% 2.4
令和5年度	千円 1,878,440	千円 83,240	千円 44,631	% 2.4	% 3.0

② 給与費の状況

ア 一般会計予算

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 365 (64)	千円 1,472,583	千円 459,127	千円 662,028	千円 2,593,738	千円 7,106
令和6年度	人 341 (93)	千円 1,416,605	千円 403,967	千円 610,319	千円 2,430,891	千円 7,129

(注1) 職員数の（ ）内は、短時間勤務職員を外書きしています。

(注2) 職員手当には、退職手当・児童手当を含んでいません（下表のイにおいても同様です。）。

(注3) 給与費は、年度当初の予算に計上された額です（下表のイにおいても同様です。）。

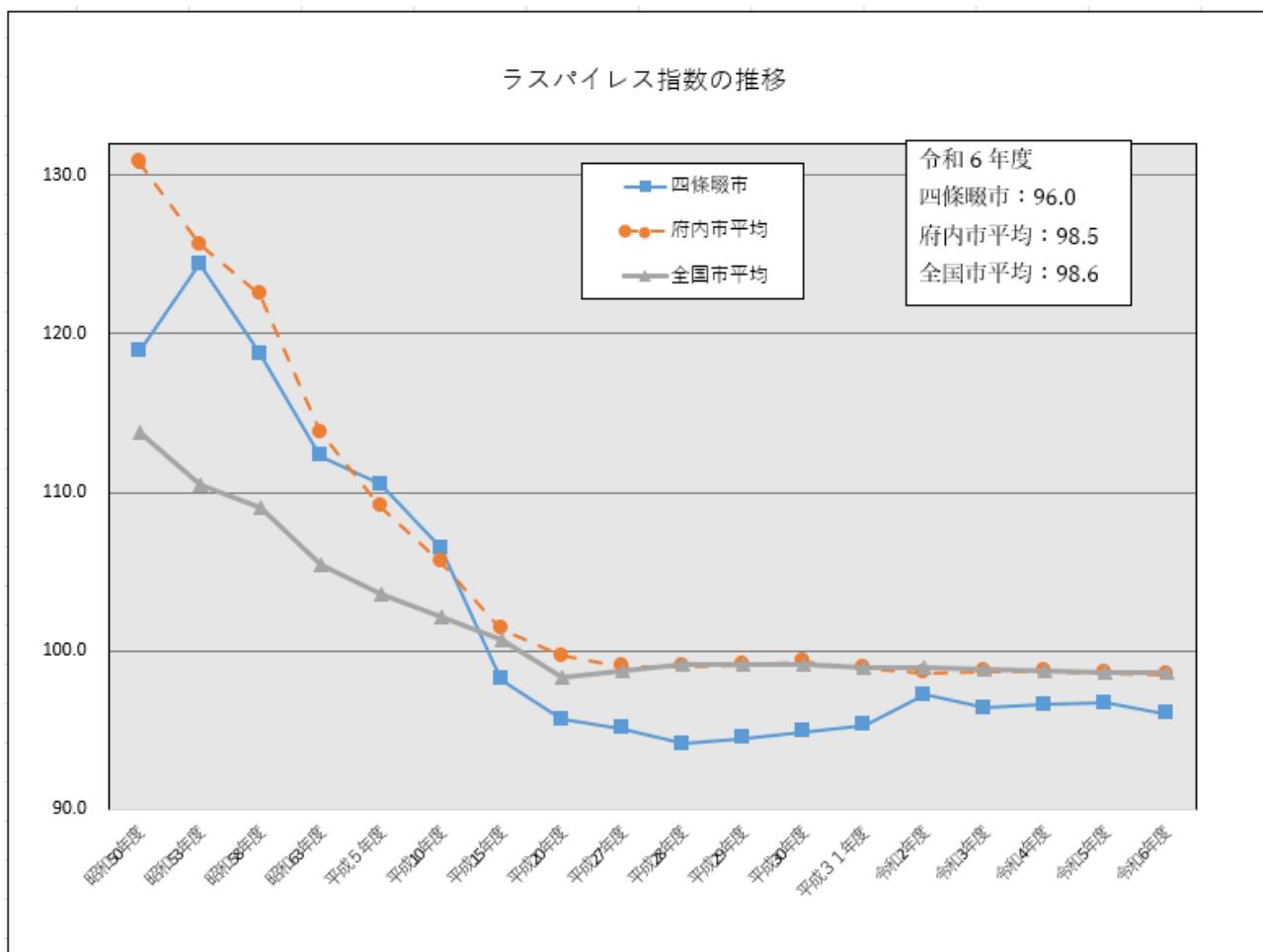
イ 下水道事業会計予算

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 7	千円 25,471	千円 8,896	千円 11,862	千円 46,229	千円 6,604
令和6年度	人 7	千円 25,383	千円 7,389	千円 10,866	千円 43,638	千円 6,237

③ ラスパイレス指数の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大学卒	97.9	95.6	95.9	96.0	95.4
短大卒	103.1	102.1	100.6	94.9	95.9
高校卒	95.2	97.0	97.2	98.3	97.4
中学卒	0	0	0	0	0
全 体	97.2	96.4	96.6	96.7	96.0

(注) ラスパイレス指数とは、一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の構成を基準として、学歴別・経験年数別に平均給与額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもので、なお、拉斯パイレス指数は、その年度における職員構成の状況によって変動する場合があります。



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 一般行政職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年 4月 1日現在)

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和7年度	四條畷市	42.6歳	321,328円	426,891円 397,395円
	国	41.9歳	332,237円	414,480円
令和6年度	四條畷市	42.1歳	306,338円	397,623円 362,860円
	国	42.1歳	323,823円	405,378円

(注1) 平均給与月額とは、給料と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです(下表の②・③においても同様です。)。

(注2) 平均給与月額の下段の額は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです(下表の②・③においても同様です。)。

② 技能労務職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年 4月 1日現在)

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和7年度	四條畷市	52.9歳	318,867円	413,236円 374,245円
	国	51.3歳	294,567円	337,907円
令和6年度	四條畷市	53.2歳	303,438円	364,180円 344,030円
	国	51.2歳	288,144円	330,553円

③ 企業職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年 4月 1日現在)

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和7年度		37.7歳	289,717円	382,652円 362,187円
令和6年度		39.4歳	287,267円	359,332円 341,591円

④ 職員の初任給の状況

(各年 4月 1日現在)

区分		四條畷市	国
一般行政職	令和 7 年	大学卒	225,600 円
		高校卒	201,000 円
	令和 6 年	大学卒	202,400 円
		高校卒	176,100 円
技能労務職	令和 7 年	高校卒	201,000 円
		中学卒	一 円
	令和 6 年	高校卒	176,100 円
		中学卒	一 円

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(各年 4月 1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	令和 7 年	大学卒	278,600 円	295,800 円
		高校卒	255,400 円	284,800 円
	令和 6 年	大学卒	263,974 円	288,400 円
		高校卒	一 円	一 円
技能労務職	令和 7 年	高校卒	一 円	一 円
		中学卒	一 円	一 円
	令和 6 年	高校卒	一 円	一 円
		中学卒	一 円	一 円

(3) 級別職員数の状況

① 行政職等給料表の適用を受ける職員数の状況

ア 企業職員以外の状況

<令和6年(各年4月1日現在)>

職務の級	標準的な職務の内容	合計		内訳		職制上の段階	
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人 15	% 4.3	事務職員	人 15	人 129	% 37.0
				計	人 15		
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 114	% 32.7	事務職員	人 102	人 129	% 37.0
				技能職員	2		
				技術職員	10		
				計	人 114		
3級	主査の職務	人 66	% 18.9	主査	人 66	人 66	% 18.9
				計	人 66		
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 55	% 15.8	主任	人 49	人 55	% 15.8
				副主幹	6		
				計	人 55		
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 38	% 10.9	課長代理	人 15	人 38	% 10.9
				事務局長代理	2		
				所長代理	5		
				施設長代理	2		
				主幹	14		
				計	人 38		
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 35	% 10.0	課長	人 23	人 35	% 10.0
				所長	2		
				園長	1		
				施設長	2		
				館長	1		
				上席主幹	5		
				センター長	1		
				計	人 35		
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 14	% 4.0	次長	人 10	人 14	% 4.0
				副参事	3		
				会計管理者	1		
				計	人 14		
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 12	% 3.4	総括理事	人 1	人 12	% 3.4
				理事	1		
				部長	8		
				事務局長	1		
				参事	1		
				計	人 12		

(注1) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務をいいます。

(注2) 構成比の計については、端数処理の関係上、100.0にならない場合があります。

※下表のイにおいても同様です。

<令和7年（各年4月1日現在）>

職務の級	標準的な職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比	段階
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人 20	% 5.6	事務職員 技術職員	人 18 2	人 133	% 37.0	係員級
				計	人 20			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 113	% 31.4	事務職員 技能職員 技術職員	人 101 1 11	人 113		
				計	人 113			
3級	主査の職務	人 66	% 18.3	主査	人 66	人 66	% 18.3	主査級
				計	人 66			
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 54	% 15.0	主任 副主幹	人 48 6	人 54	% 15.0	主任級
				計	人 54			
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 44	% 12.2	課長代理 事務局長代理 所長代理 施設長代理 主幹	人 20 2 2 2 18	人 44	% 12.2	課長代理級
				計	人 44			
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 37	% 10.3	課長 所長 園長 施設長 館長 上席主幹 センター長	人 22 3 1 2 1 7 1	人 37	% 10.3	課長級
				計	人 37			
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 14	% 3.9	次長 副参事 会計管理者	人 10 3 1	人 14	% 3.9	次長級
				計	人 14			
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 12	% 3.3	総括理事 理事 部長 事務局長 参事	人 1 1 8 1 1	人 12	% 3.3	部長級
				計	人 12			

イ 企業職員の状況
 <令和6年(各年4月1日現在)>

職務の級	標準的な職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比	段階
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人1	%0.0	事務職員 計	人1 人1	人2	%33.3	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人1	%33.3	事務職員 計	人1 人1			
3級	主査の職務	人2	%33.3	主査 計	人2 人2	人2	%33.3	主査級
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人0	%0.0	主任 計	人0 人0			
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人1	%16.7	課長代理 計	人1 人1	人1	%16.7	課長代理級
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人1	%16.7	課長 計	人1 人1			
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人0	%0.0	次長 計	人0 人0	人0	%0.0	次長級
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人0	%0.0	部長 計	人0 人0			

<令和7年(各年4月1日現在)>

職務の級	標準的な職務の内容	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数	構成比	職名	人数	職員数	構成比	段階
1級	2級以上に格付けされない職員の職務	人 1	% 16.7	事務職員 計	人 1 人 1	人 3	% 50.0	係員級
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	人 2	% 33.3	事務職員 計	人 2 人 2			
3級	主査の職務	人 1	% 16.7	主査 計	人 1 人 1	人 1	% 16.7	主査級
4級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 0	% 0.0	主任 計	人 0 人 0			
5級	課長代理の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 16.7	課長代理 計	人 1 人 1	人 1	% 16.7	課長代理級
6級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 1	% 16.7	課長 計	人 1 人 1			
7級	次長の職務若しくはこれに相当する職務又は会計管理者の職務	人 0	% 0.0	次長 計	人 0 人 0	人 0	% 0.0	次長級
8級	理事若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務	人 0	% 0.0	部長 計	人 0 人 0			

(4) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当（令和6年度）

区分	四條畷市		国	
	6月分	12月分	6月分	12月分
期末手当	1.225月分 (0.6875月分)	1.275月分 (0.7125月分)	1.225月分 (0.6875月分)	1.275月分 (0.7125月分)
勤勉手当	1.025月分 (0.4875月分)	1.075月分 (0.5125月分)	1.025月分 (0.4875月分)	1.075月分 (0.5125月分)
計	2.25月分 (1.175月分)	2.35月分 (1.225月分)	2.25月分 (1.175月分)	2.35月分 (1.225月分)
1人当たり平均支給額 (一般会計)	1,217千円		—千円	
1人当たり平均支給額 (下水道事業会計)	861千円		—千円	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級による加算措置あり		職制上の段階、職務の級による加算措置あり	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（令和6年度）

区分	四條畷市		国	
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高支給率	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	定年前早期退職に限り、その者の年齢に応じ2~45%を加算		定年前早期退職に限り、その者の年齢に応じ2~45%を加算	
退職時特別昇給	なし		なし	
1人当たり平均支給額	2,406千円	21,730千円	—千円	—千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（令和6年度）

区分	一般会計	下水道事業会計
支給対象地域	全地域	
支給率	6%	
支給対象職員数	344人	6人
国の制度（支給率）	6%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額	232千円	240千円

④ 特殊勤務手当（令和6年度）

区分	一般会計	下水道事業会計
職員全体に占める手当支給職員の割合	6.1%	100%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	24千円	3千円
手当の種類	7種類	3種類

ア 支給されるもの

手当の名称	支給単価	支給対象業務
感染症防疫作業手当	1,000円/件	法律に基づく感染症の防疫作業に従事
死獣処理手当	300円/件	犬・猫等の死体処理に従事
そ族昆虫駆除作業手当	350円/件	そ族昆虫の駆除作業に従事
行旅死亡人等収容護送手当	1,000円/件	行旅病人の収容護送等の作業に従事
	2,000円/件	行旅死亡人の収容護送等の作業に従事
土木等現場作業手当	250円/日	土木・建築等の現場作業に従事
災害応急作業手当	800円/件	防災等危険を伴う災害応急作業に従事
特殊自動車運転業務手当	150円/日	特殊自動車の運転業務に従事

⑤ 時間外勤務手当・休日勤務手当（令和6年度）

区分	一般会計	下水道事業会計
職員1人当たり平均支給年額	445千円	291千円

⑥ その他の手当

(各年 4月 1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容																
扶養手当	<p><令和 6 年度></p> <table> <tr> <td>配偶者 (8 級職員 : 3,500 円)</td><td>6,500 円</td> <td>同じ</td><td></td></tr> <tr> <td>子</td><td>10,000 円</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>父母等 (8 級職員 : 3,500 円)</td><td>6,500 円</td><td></td><td></td></tr> </table>	配偶者 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円	同じ		子	10,000 円			父母等 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円								
配偶者 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円	同じ																	
子	10,000 円																		
父母等 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円																		
<p><令和 7 年度></p> <table> <tr> <td>配偶者 (7 級以下職員に限る。)</td><td>3,000 円</td> <td>同じ</td><td></td></tr> <tr> <td>子</td><td>11,500 円</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>父母等 (8 級職員 : 3,500 円)</td><td>6,500 円</td><td></td><td></td></tr> </table>	配偶者 (7 級以下職員に限る。)	3,000 円	同じ		子	11,500 円			父母等 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円									
配偶者 (7 級以下職員に限る。)	3,000 円	同じ																	
子	11,500 円																		
父母等 (8 級職員 : 3,500 円)	6,500 円																		
住居手当	<p><令和 6 年度></p> <p>借家居住者 家賃に応じて 28,000 円まで</p>	同じ																	
	<p><令和 7 年度></p> <p>令和 6 年度と同じ。</p>	同じ																	
通勤手当	<p><令和 6 年度></p> <p>交通用具利用者 2,000 円～31,600 円</p> <p>交通機関等利用者 運賃等相当額について、6箇月定期券の価額による一括支給（1箇月当たりの運賃等相当額の上限は、55,000 円）</p>	同じ																	
	<p><令和 7 年度></p> <p>令和 6 年度と同じ。</p>	同じ																	
管理職手当	<p><令和 6 年度></p> <table> <tr> <td>理事級</td><td>83,000 円</td> <td rowspan="5">異なる</td><td><令和 6 年度></td></tr> <tr> <td>部長級</td><td>78,000 円</td><td>特別調整額として、官職に応じ、</td></tr> <tr> <td>次長級</td><td>65,000 円</td><td>46,300 円～139,300 円</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>58,000 円</td><td></td></tr> <tr> <td>課長代理級</td><td>45,000 円</td><td></td></tr> </table>	理事級	83,000 円	異なる	<令和 6 年度>	部長級	78,000 円	特別調整額として、官職に応じ、	次長級	65,000 円	46,300 円～139,300 円	課長級	58,000 円		課長代理級	45,000 円			
理事級	83,000 円	異なる	<令和 6 年度>																
部長級	78,000 円		特別調整額として、官職に応じ、																
次長級	65,000 円		46,300 円～139,300 円																
課長級	58,000 円																		
課長代理級	45,000 円																		
<p><令和 7 年度></p>		<令和 7 年度>																	
令和 6 年度と同じ。		令和 6 年度と同じ。																	

(5) 特別職の報酬等

(令和7年4月1日現在)

区分		給料月額	区分		報酬月額
給料	市長	880,000円	報酬	議長	560,000円
	副市長	740,000円		副議長	500,000円
	教育長	660,000円		議員	470,000円
期末手当	市長・副市長・教育長、及び議長・副議長・議員いずれも 6月支給分：2.30月分 12月支給分：2.30月分 ※加算措置 有				
退職手当		(算定方式)	(支給時期)		
	市長	(給料月額×在職月数×40/100)	任期ごとに支給		
	副市長	(給料月額×在職月数×25/100)			
	教育長	(給料月額×在職月数×20/100)			

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等

(各年 4月 1日現在)

区分	勤務日	勤務時間	休憩時間
令和 7 年度	月曜日～金曜日	8:45 ～ 17:15	12:00 ～ 12:45
令和 6 年度	月曜日～金曜日	8:45 ～ 17:15	12:00 ～ 12:45

(注) 職場により、始業・終業時間等が異なる場合があります。

(2) 職員の休暇

① 年次有給休暇

区分	職員数 A	総取得時間 B	平均取得時間 B/A	平均取得日数
令和 6 年度	343 人	34,656 時間	101.0 時間	12.6 日

(注 1) 職員数は、各年 4月 1日から翌年 3月 31 日までの全期間に在職した職員とし、当該期間の中途中に採用された者や退職した者などは除いています。

(注 2) 年次有給休暇は、160 時間を限度として次年度に持ち越すことができます。

② 主な特別休暇

特別休暇とは、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です。主な特別休暇は下表のとおりです。

休暇の名称	内容又は取得条件	付与日数等
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として検査又は入院等の必要がある場合	必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 年に 5 日以内
結婚休暇	結婚する場合	週休日を含む連続した 5 日以内
育児時短	生後 1 年に達しない生児を育てる場合	1 日 2 回で、1 回につき 40 分
配偶者の出産休暇	配偶者が出産する場合	5 日以内
子の看護等休暇	小学校 6 年生までの子を看護する場合、入園式・卒園式に参加する場合等	子 1 人につき、1 年度に 5 日以内
祭日休暇	父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1 日
夏季休暇	夏季において元気回復を図る場合	6 月から 10 月までの期間内において 5 日以内
リフレッシュ休暇	永年勤務した職員が、心身のリフレッシュを図る場合 ① 勤続期間が 10 年に達した職員 ② 勤続期間が 20 年に達した職員 ③ 勤続期間が 30 年に達した職員	週休日を含む連続した ① 3 日以内 ② 4 日以内 ③ 5 日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。

なお、分限処分には、免職・休職・降給・降任の4種類があります。

区分	処分者数	処分理由
平成6年度	免職	0人
	休職	19人 心身の故障により、長期の休養を要するなど
	降給	0人
	降任	0人

(注1) 免職とは、職員の意に反してその職を失わせる処分のことをいいます。

(注2) 休職とは、職を保有させたまま、一定期間職員を職務に従事させない処分のことをいいます。

(注3) 降給とは、職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分のことをいいます。

(注4) 降任とは、法令・条例・規則その他の規定により公の名称が与えられている職で、その職員が現に有するものより下位のものに任命する処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分のことです。

なお、懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告の4種類があります。

区分	処分者数	処分理由
平成6年度	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

(注1) 免職とは、職員に対し、その職を失わせる処分のことをいいます。

(注2) 停職とは、職員をその職務に従事させない処分のことをいいます。

(注3) 減給とは、一定期間職員の給与の一定割合を減額して支給する処分のことをいいます。

(注4) 戒告とは、職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分のことをいいます。

5 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員の研修

職員の能力向上を図り、限られた職員数で行政サービスの維持・向上を目的として人権研修や管理職、一般職員等を対象とした研修を下表のとおり実施した。

また、おおさか市町村職員研修研究センター（マッセ OSAKA）の法律研修や各種実務研修などに67人が参加した。その他、部落解放・人権夏期講座に1人が参加した。

研修内容	受講対象者	研修期間	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	令和6年4月1日～5日 令和6年8月1日・2日・5日 令和6年9月2日 令和6年10月24日・25日	29
個人面談	令和6年4月、8月入庁職員	令和6年4月25日 令和6年8月29日 令和7年2月21日・3月6日	23
評価者研修	主任級職員	令和6年6月24日	27
メンター・メンティ研修	・新規採用職員 ・メンターに選ばれた職員	令和6年6月24日・27日 令和6年9月30日・10月1日・3日	34
熱中症対策セミナー	全職員	令和6年7月9日	39
管理職合同研修 (3市合同)	課長級に昇任した職員	令和6年8月20日	2
普通救命講習会	全職員	令和6年9月4日・30日 令和6年10月7日・28日 令和6年11月22日	220
自治体職員としての基礎力向上研修 ・法学の基礎研修 ・コミュニケーション研修 ・コンプライアンス研修 ・チームビルディング研修	・新規採用職員 ・受講を希望する職員	令和6年9月18日 令和6年10月2日 令和6年10月11日 令和6年11月18日	23
マネジメント能力向上研修 ・人材育成・部下育成を目的とした面談力向上研修 ・業務マネジメント研修 ・ロジカルなコミュニケーション/説明力・説得力研修 ・デザイン思考を用いた課題解決研修	課長代理級職員	令和6年9月27日 令和6年11月26日 令和7年1月7日 令和7年1月16日	28

研修内容	受講対象者	研修期間	受講者数
自動車安全運転講習会	・令和5年度に公用車で交通事故を起こした、又は通勤災害にあった職員 ・新規採用職員	令和6年10月1日	21
専門研修 わかりやすく伝える力強化研修	全職員	令和6年12月2日	2
人権・同和問題研修 (水平社博物館)	新規採用職員	令和6年12月3日	16
研修担当者研修 (ペップトーク)	研修担当者	令和6年12月12日	2
特別研修 若手職員研修 (セルフマネジメント)	新規採用職員	令和6年12月18日	4
マネージャーズマネジメント研修	理事・部長級職員	令和7年1月9日	13
接遇研修（聴覚障がい者への対応）	・新規採用職員 ・令和6年4月1日付けで新たに管理職に昇任した職員	令和7年1月24日	35
人権研修 (集合研修・動画)	全職員	令和7年1月28日 令和7年1月29日・2月6日 令和7年2月3日 令和7年2月17日～3月14日	413

(2) 働き方改革の推進等

働き方の見直しによって、職員一人ひとりの生産性を高めることにより、市民サービスの向上を図るために以下の取組みを実施した。前年に引き続き、視察の受け入れやリモートでの問い合わせ対応によって、本市の働き方改革の取り組みについて他団体への情報提供を行った。

①職員意識調査の実施

働き方改革の一環として、市役所と職員との相互理解度を明らかにし、現在の組織課題を抽出して改善を図ることを目的に、組織改善クラウド「モチベーションクラウド」を実施した。

各課の課題に対する改善プランを実行した。

また、実施した結果は分析したのち、各所属部長から各所属長への共有を行い、さらに、人事課から各所属長へ分析結果および改善プランの説明を行い、マネジメントに活かすよう努めた。

②新規採用職員の活躍支援について

新規採用職員が安心してその能力を十分に発揮できるように「メンター・メンティ制度」と「定着支援システム」を運用した。

・メンター・メンティ制度

新規採用職員（メンティ）に対して、先輩職員（メンター）を指名し、OJTとは別にメンティからの相談に対して助言等の支援を行う仕組みであり、新規採用職員の職場環境への円滑な適応や仕事と生活の両立などについて、気軽に相談できる環境を提供するもの。

・定着支援システム

新規採用職員の日々の悩みやギャップを察知し、職場への早期定着や早期離職の防止を図るため、毎月アンケート調査を実施し、その結果を用いて面談や職場への働きかけを行った。

(3) 人事評価制度

人事評価制度は、コミュニケーション・ツールと位置付け、①人材育成の機会創出 ②挑戦する組織風土の醸成 ③継続的に成果を達成する組織づくり ④組織マネジメントの向上の4つを目的に実施している。令和6年度については、評価期間を上半期と下半期に分け、会計年度任用職員を含めた全職員を対象に実施した。

なお、課長代理級以上の職員については、人事評価の結果を勤勉手当の成績率及び昇給に反映させた。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉（福利厚生）

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の福利厚生事業の計画とその実施については、職員の相互共済及び福利増進を目的として組織されている四條畷市職員桜楓会の事業に対し、補助を行い実施した。

四條畷市職員桜楓会が実施した事業のうち補助対象となった主な事業は下表のとおり。

会員相互の親睦を図るためのレクリエーション及び会員の文化教養、健康の維持・増進を図るための事業

事 業 内 容	実 施 時 期	参 加 人 数
ボウリング大会	令和6年7月8日～12日	213人
日帰り旅行	令和6年8月18日・25日	128人
家庭用常備薬配布	令和6年11月25日	503人

(2) 利益の保護（公務災害補償）

(単位：人)

区 分	発生件数			傷病の程度		被災職員内訳	
	公務災害	通勤災害	計	加 療 1月未満	加 療 1月以上	技能職員	その他
令和6年度	5	0	5	4	1	1	4

7 公平委員会の状況

地方公務員法第7条第3項の規定により公平委員会を設置しています。なお、公平委員会は、次に掲げる事務を処理しています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。

区 分	業 務 の 種 别	件 数
令和6年度	勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
	不利益処分に関する不服申立ての状況	0件
	苦情の処理の状況	0件